

吉備中央町立円城小学校 いじめ防止基本方針

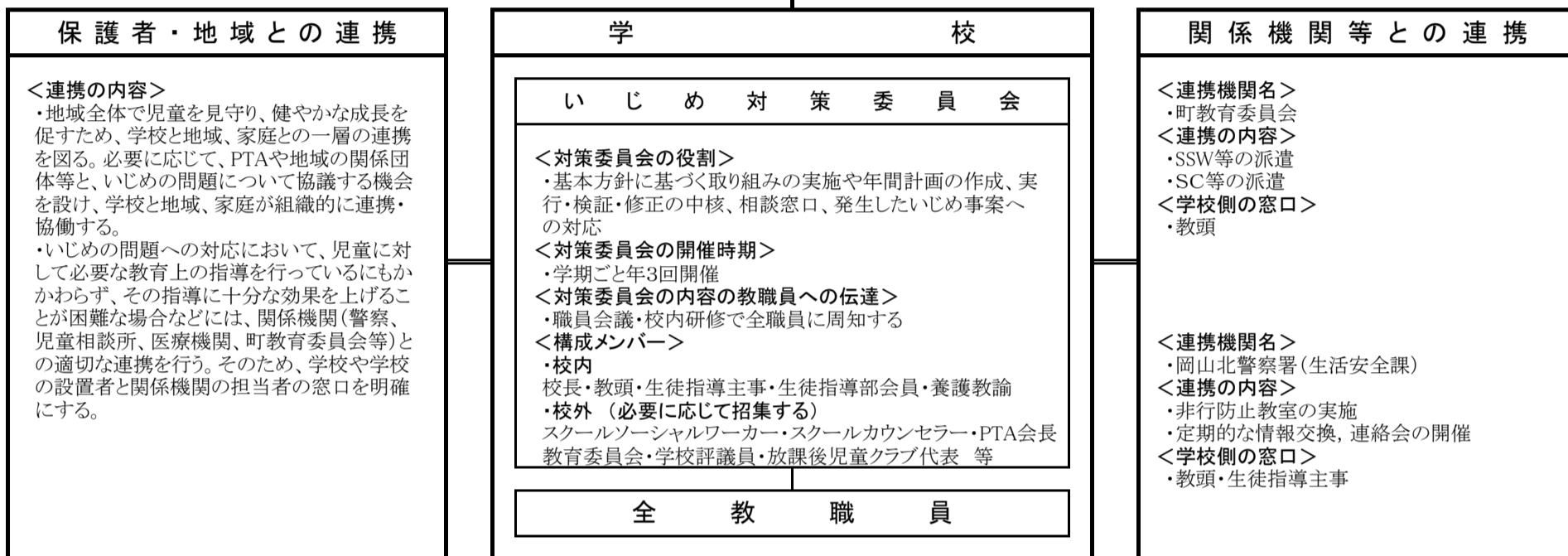
令和3年4月改定

いじめに関する現状と課題

・本校では、いじめにつながるような友達同士のトラブルやトラブルに関する児童からの相談が年に数回認知されている。これらのことについて、教職員の情報を集めながら対応に当たっているが、小規模校での人間関係の固定化や支援を必要とする児童の割合の高さなどもあり、未然防止や組織で動く素早い初期対応の重要性がさらに増している。
 ・家庭でのインターネットの利用の増加に伴い、スマートフォン・タブレット・ゲーム機等が児童の身近なツールになっている。誰でもが不適切な利用の仕方をしてしまう可能性があると考え、情報モラル等の研修を児童・職員とも計画的に行っていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・時期に応じた生徒指導や自己有用感の高まる児童主体の活動を計画的に行い、いじめの未然防止に努める。
 ・児童の気になる言動や変化の気付きをもとに、情報を共有・集約し、素早い初期対応につなぐ。
 ・学期1回のアンケート調査と普段の言動から児童の悩み・困りごとを把握し、キーパーソンを中心とした組織的な相談体制を組むことで、相談しやすい環境を作る。
 ・情報モラル教育を充実させ、ネットを使ったいじめの未然防止に努める。
<重点となる取組>
 ・**情報モラルの指導方法の研修の充実を図り、家庭との連携を密にする。**
 ・**「いじめについて考える週間」「人権週間」をはじめ、日常の活動の中で、児童の主体的な活動を支援し、自ら行動・解決しようとする意識を高める。**
 ・**互いのことを知り、安心して過ごせる生活環境・人的環境を作る。**



学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の指導力向上のための研修を行う。(場合によっては外部講師を招聘し研修を行う。) <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間、人権週間等、児童自らが考え企画する、いじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 ・縦割り班による班活動・清掃・全校活動により、異学年集団の仲間づくりと、高学年児童のリーダーシップを養成する。(居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・道徳教育を通して、思いやりのある児童を育てる。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年において行う。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談できたりするような体制を整える。 ・いつでも相談ができるように、相談カードを教室に常備し、校内にポストを設置するとともに、児童に周知する。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化や行為があった場合、晚会、職員会議を通して教職員間で早急に情報を共有できる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童、いじめを通報してきた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身におよぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。